

児童1人につき
1万5千円を給付

子育て世帯を応援！！ はなまき子育て世帯臨時特別支援金



市では、児童手当を受給している人に対して、県の補助金を活用して児童1人当たり1万5千円を給付します。また、県の補助制度の対象外となる、5月1日～令和5年3月31日に生まれた児童を養育する世帯および児童手当の所得超過世帯(*1)に対しても同様に、市独自の支援として児童1人当たり1万5千円を給付します。

【問い合わせ・申請】新館地域福祉課(〒025-8601 花城町9-30 ☎41-3575)

- 給付額 児童1人につき1万5千円
- 対象・支給要件・申請手続き 平成19年4月2日～令和5年3月31日の間に生まれた児童を養育し、次の要件を満たす人

対象者	支給要件	手続き	申請期限	支給予定時期
公務員以外	5月分の児童手当または特例給付を受給している人	申請不要	—	8月下旬～9月上旬
	5月1日～令和5年3月31日に生まれた児童を養育している人	申請不要	—	対象児童分の児童手当などの申請後、順次
公務員	勤務先から5月分の児童手当または特例給付を受給している人	申請必要(*2)	11月30日(水)	申請確認後、順次
	5月1日～令和5年3月31日に生まれた児童を養育している人	申請必要(*3)	令和5年5月1日(月)	申請確認後、順次

- *1…生計維持者の年収が概ね960万円以上(扶養義務者が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安)の人が該当します
- *2…「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(児童1人につき10万円)」を本市から支給された人には申請書を送付予定です。それ以外の方は下記のとおり申請してください
- *3…申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて新館地域福祉課に提出してください。申請書の様式は新館地域福祉課に備えているほか、市ホームページにも掲載しています



1世帯当たり
10万円を給付

令和4年度分住民税非課税・家計急変世帯が対象 住民税非課税世帯等臨時特別給付金



市では、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰などによる経済的負担が大きい住民税非課税世帯などを国が支援する「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」を支給しています。

- 給付額 1世帯当たり10万円
- 対象 次のいずれかの要件を満たす世帯
- ①住民税非課税世帯…令和4年6月1日現在、本市に住民登録があり、新たに世帯全員の令和4年度分の住民税(均等割)が非課税となった世帯
- ※▶住民税が課税されている親族などの税法上の扶養に世帯全員がなっている▶世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告である人がいる一場合は対象外
- ②家計急変世帯…新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯
- 申請方法
- ①住民税非課税世帯…市から送付される「支給要件確認書」に必要事項を記入の上、同

封の返信用封筒で提出
※世帯に令和4年度の住民税の申告がまだ済んでいない人や令和3年12月11日以降に転入した人がいる場合は、別途申請が必要となりますので、新館地域福祉課までお問い合わせください

②家計急変世帯…申請書に必要事項を記入の上、令和4年1月以降の任意のひと月の収入が確認できる書類(給与明細書、売上台帳、年金振込通知など)の写しを添えて、下記へ提出

- 申請期限
- ①住民税非課税世帯…10月31日(月)
- ②家計急変世帯…9月30日(金)
- *申請様式などは、市ホームページに掲載しています



①②の世帯ともに、本給付金をすでに受給した世帯などは給付の対象外です

【問い合わせ・申請】新館地域福祉課(〒025-8601 花城町9-30 ☎24-2111内線428・429)

3 5～11歳の子の1・2回目接種

小児の初回接種は、下記の医療機関で実施しています。使用するワクチンはファイザー社製の小児用ワクチンです。
接種を希望する人は下記の「4」ワクチン接

種の予約方法」により予約をしてください。
なお、これから5歳になる人には、誕生日の月末に「接種券一体型予約票」などをお送りします。

◎8月に小児個別接種を実施する市内医療機関(8月8日現在)

医療機関の名称		
川嶋医院	こどもみらいクリニック	はじめこどもクリニック

※5～11歳の子は接種を受ける努力義務がありません

4 ワクチン接種の予約方法

ワクチン接種の予約は次のいずれかによりお願いします。いずれの方法も代理人による手続きが可能です。接種日、会場、使用するワクチンの種類を確認し、予約してください。

- ①市コールセンターで電話予約
☎0120-383-225 [毎日(土・日曜日、祝日を含む)、午前8時30分～午後5時15分]
- ②専用ウェブサイトへアクセスして予約
専用ウェブサイト  <https://g032051.vc.liny.jp>

- ③LINE(ライン)アプリを使って予約
LINE(ライン)アプリ  <https://covid19.liny.jp/032051>
- ④かかりつけ医での予約
15ページの「かかりつけ医」の欄に○がある市内医療機関へ通院時などに直接予約
*「電話予約」の欄に○があるかかりつけの医療機関は、医療機関へ電話で予約も可能です

かかりつけ医での予約は原則4回目接種者のみが対象です

5 ワクチン接種証明書をコンビニエンスストアで取得できるようになります

新型コロナワクチン接種証明書の取得は、これまで▶市新型コロナウイルス感染症対策室へ窓口申請または郵送申請により紙の証明書を取得▶スマートフォンアプリで電子証明書を取得のいずれかでしたが、8月17日以降は市内コンビニエンスストアの端末でも紙の証明書を取得できるようになります。ただし、8月8日現在、市内で対応可能となる

予定のコンビニエンスストアは、セブン・イレブンのみです。手続きには、マイナンバーカードと1通あたり120円の発行料が必要です。なお、発行時にその場で確認された印刷不良の場合を除き、接種証明書発行後の返金には対応できません。
*対応可能なコンビニエンスストアであれば、全国どこでも証明書の取得が可能です

6 抗原検査キットが緊急的に不足する場合は市へご相談ください

市では、高齢者施設などの感染拡大防止や公共的なイベントなどで抗原検査キットが緊急的に不足する場合に、抗原検査キットを配布します。抗原検査キットは、各施設やイベント主催者などで必要数量を確保することを基本としています。

ただし、下記のような場合で抗原検査キットの購入が困難な場合や不足する場合に限り配布します。詳細は新型コロナウイルス感染症対策室(☎41-3605)までお問い合わせください。
*個人への配布は行いません

◎抗原検査キットの主な配布予定先および目的

配布先	配布の目的
高齢者・障がい者施設	重症化リスクの高い人への感染の防止
小中学校、教育保育施設、学童クラブ	集団感染の防止
市内温泉従業員、一般廃棄物処理事業者、公共的なイベント開催時の出演者・スタッフ、コミュニティ会議主催のイベント開催時のスタッフ・参加者など	社会経済活動の継続など

※上記のほか、感染拡大防止のため、市が必要と認める時に配布する場合があります